

市川三郷町教育委員会告示第5号

市川三郷町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年7月15日

市川三郷町教育委員会教育長 渡井 渡

市川三郷町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、市川三郷町として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 市川三郷町認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、市川三郷町が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の

具体的な確認事項」に基づき判断する。

- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

(認定申請)

第3条 市川三郷町認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、市川三郷町認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、市川三郷町認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

- 2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 市川三郷町が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は、「市川三郷町認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、市川三郷町認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、市川三郷町認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 市川三郷町認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日

の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 市川三郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに市川三郷町認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 市川三郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに市川三郷町認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 市川三郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに市川三郷町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、市川三郷町認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3) 市川三郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、市川三郷町認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、市川三郷町認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(市川三郷町認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、市川三郷町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(市川三郷町認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、市川三郷町認定地域クラブ活動について次に掲げる支援

を行うものとする。

- (１) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (２) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- (３) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

この要綱は、令和８年７月１５日から施行する。